

明海大学学術リポジトリへの登録手続について

明海大学
浦安キャンパス・歯学部
メディアセンター事務課

明海大学学術リポジトリは、明海大学（以下、「本学」という。）において作成された教育・研究の成果物（以下、「成果物」という。）を収集し、電子的形態で恒久的に蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で公開・発信するための電子アーカイブです。

成果物の登録申請に当たっては、「明海大学学術リポジトリ管理運用要項」をご確認の上、「学術リポジトリ登録申請書」及び当該成果物のPDFファイルをメディアセンター事務課へ提出してください。

登録時の注意点

- 1 申請は成果物単位で行ってください。
- 2 成果物はPDFファイルで受け付けます。紙媒体ではお受けできません。
- 3 共著者がいる場合は、申請者がすべての共著者の利用許諾を得た上で、登録申請してください。

著作権その他の権利に関する許諾について

リポジトリに登録する際は、複製権と公衆送信権について、論文等の著作権者からの許諾が必要です。

- ・複製権 リポジトリ登録時に、サーバ上に電子ファイルを複製すること
- ・公衆送信権 登録された電子ファイルを、ネットワークを通じて不特定多数に送信可能な状態にすること

紀要等の論文集の登録申請を、発行団体・組織の代表者が行う場合は、この二つの権利についての許諾を投稿規程等に明記するか、発行団体・組織と著作者で許諾の確認を行っておいてください。

学会や出版社が著作権を持つ場合で、リポジトリへ論文等の登録を希望する際は、学会や出版社から許諾を得る必要があります。

また、論文等が他者の肖像権または個人情報に関する権利に抵触する場合は、登録申請者は対象となる方から公表についての許諾を得ておく必要があります。

これらの著作権等に関する許諾確認の有無は、登録申請書に記入していただきます。

登録できる成果物

- 1 学術雑誌掲載論文
- 2 紀要類
(本学で発行された紀要及び本学に設置された団体が編集し、発行する学術論文集に掲載された論文等)
- 3 研究報告書（科学研究費補助金成果報告書等）
- 4 その他学長が特に認めたもの

登録申請者

- 1 本学に在籍する又は在籍した教職員及びこれに準ずる者
- 2 本学に在籍する又は在籍した大学院生
- 3 上記「登録できる成果物」2に定める、紀要類を発行する学術団体
- 4 その他学長が特に認める者

登録申請手続

- 1 「学術リポジトリ登録申請書」を記入します。
- 2 成果物単位でPDFファイルを作成します。
 - ◆ 紀要類など複数論文を含む場合、PDFファイルは論文単位で作成してください。
 - ◆ 表紙・目次・あとがき等論文以外の部分があれば、別ファイルで作成してください。
 - ◆ PDF/A (ISO 19005)形式でUSBメモリ等に保存してください。
- 3 上記1・2をメディアセンター事務課へ提出してください。

登録申請後の流れ

登録申請を受けて、メディアセンター事務課で登録作業を行います。